日本の商業捕鯨の未来

真田康弘（早稲田大学地域・地域間研究機構　研究院客員准教授）

２０１９年６月末、国際捕鯨委員会(International Whaling Commission: IWC)から日本が脱退し、同年７月から排他的経済水域内で商業捕鯨を再開してちょうど１年が経過した。今年（２０２０年）の捕獲枠は母船式沖合捕鯨を行う共同船舶については、ニタリクジラ１５０頭、イワシクジラ２５頭、ミンククジラ２０頭の計１９５頭、沿岸捕鯨についてはミンククジラ１００頭が捕獲枠として割り当てられている。商業捕鯨が再開された昨年は７月からの約半年の操業であったところ、今年はフルに１年間の期間があり、共同船舶自身年頭の記者会見で述べているように「今年は正念場の年[1]」であろう。

しかしながら、関係者からは不安と懸念の声が聞こえる。調査捕鯨時には合計６３７頭（２０１８年）であった捕獲枠が今年は２９５頭と半減、生産量も調査捕鯨時が２５００トンあったものが１５００トンと４０%減少している[2]。沿岸捕鯨で生産される生鮮鯨肉の赤肉は今年当初キロ３０００～４０００円の高値がついていたところ、６月に入ると半値以下に急落[3]、鯨肉の採算ラインはキロ当たり１０００～１２００円とされているところ、３月の平均卸値は６７０円にとどまった[4]。新型コロナ禍はこれに追い打ちをかけ、インターネットで飲食店向けに鯨肉を卸しているミクロブロストジャパンは３、４月の注文がほぼゼロになった[5]。共同船舶は７月に経営陣を刷新、新社長に公認会計士で２０１２～２０１６年度に共同船舶に籍を置き取締役事業統括本部長を務め、事業改革を行った所英樹氏を迎えている[6]。所新社長は商業捕鯨再開後の１年を「経営的には３０点」と酷評、共同船舶の厳しい経営事情を率直に語っている[7]。商業捕鯨を再開したのはよいものの、その将来はどうなってしまうのか、先が見通せない状況にある。

そこで今回は、日本の商業捕鯨が今後どのような道を辿る可能性があるのか、捕獲頭数は増えるのか、操業海域は拡大されるのか、その可能性についていくつかのシナリオに分ける形で検討を加えてみたい。

1. 現状維持（排他的経済水域に限定した操業の継続・IWC での捕獲枠算定メカニズムの採用）シナリオ

まずは現状維持シナリオについて考えてみよう。現在捕鯨操業を行っているのは沖合で共同船舶１社、沿岸の小型捕鯨業として戸羽捕鯨、鮎川捕鯨、三好捕鯨、下道水産、外房捕鯨、太地町漁協の６業者が５隻が操業しており、捕獲枠は先述の通りである。

国際的な点から鑑みると、現状維持シナリオは反捕鯨国やＮＧＯからの反発が最も少ないものであると言える。日本のＩＷＣ脱退表明時にオーストラリアやニュージーランドは「非常に失望」「捕鯨は時代遅れ」など批判的な反応が示されたが、その後は大きな国際的批判は巻き起こってはいない。反捕鯨国がとりわけ問題視していたのが「調査」とは名ば

[1] 森英司共同船舶社長の年頭記者会見での発言。水産経済新聞2020年1月27日。
[2] 北海道新聞2020年7月2日。
[3] 水産経済新聞2020年6月30日。
[4] 日本経済新聞2020年6月30日。
[5] 北海道新聞2020年7月2日。
[6] みなと新聞2020年7月9日。
[7] 日本経済新聞2020年7月8日。

かりの捕鯨操業をＩＷＣでサンクチュアリ（保護区）と設定されている南極海で実施していたことであったことから、この海域での操業の中止が歓迎されていることの証左であると言える。日本の捕鯨操業が現状の規模にとどまっている限り、今後も国際的な批判は高まらないであろう。

その一方、国内の捕鯨業者の観点から鑑みると、操業が現在のような規模にとどまる限り、とりわけ母船式捕鯨業の存続は相当の経営努力をしない限り非常に困難な状況に陥る可能性は否定できない。国は現在捕鯨対策として年間５１億円の予算を拠出しているが、かつての調査捕鯨とは異なり、民間事業となった商業捕鯨に多くの国家予算をつけることには財務省内部からもすでに疑問の声が上がっており[8]、水産庁の担当官自身も「捕鯨も漁業の一つに過ぎないので、ある時点で（補助金を）打ち切りをするときがくる」と明言している[9]。「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」では第１９条で、政府は「鯨類科学調査の実施体制の整備、捕鯨業の円滑な実施の支援、妨害行為への対応、鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進その他鯨類の持続的な利用の確保のための施策の実施のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする」と定められており、現在の捕鯨対策予算はこの規定が法律上の支えとなっている。他方、同法は附則で「政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況、捕鯨を取り巻く状況等を勘案し、鯨類の持続的な利用の確保の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」ことも定めている[10]。つまり、同法は施行後３年で見直しを行うとしており、この期間内に商業捕鯨の将来展望について捕鯨業者は一定の目途を立てておく必要に迫られることになり、こととことは捕鯨業界でも認識が共有されている[11]。

とは言え、現行の捕獲枠では捕鯨業だけでの経営の自立は困難と言わざるを得ない。従って打開策として、現行の捕獲枠の計算方式を所与としたうえで、操業を実施している排他的経済水域内での資源調査を拡充しつつ、新たに得られた調査結果をもとに、捕獲枠をさらに増加させるという方策を取ることとなるであろう。実際、水産庁は今年目視調査する船の数や回数を大幅に増やすことを明らかにしている。「データの精度が上がるほど、捕獲可能量も増える」との見立てからである[12]。現在の捕獲枠算定方式は「改定管理方式(Revised Management Procedure: RMP)」と呼ばれる、ＩＷＣで採択された制度をベースとしている。国連海洋法条約では第６５条で、条約締約国は鯨類について、その保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて活動(work thorough the appropriate international organizations)しなければならない旨を規定している。確かに何をもって適当な国際機関を「通じて活動する」との要件を満たすのかは明確ではないものの、ＩＷＣを脱退し、鯨類管理のためのいかなる国際機関にも加盟していない現在、日本の商業捕鯨が国連海洋法条約違反であるとの批判を拭い去ることはできない。日本は６５条を満たしているとの立場を正当化するため、ＩＷＣには今後もオブザーバーとして参加するとしており、捕獲枠算定方式もＩＷ

[8] みなと新聞2020年1月22日。
[9] 諸貫秀樹水産庁資源管理部参事官の早稲田大学シンポジウム「「捕鯨問題」の真実～水産庁交渉担当者が伝える国際会議の最前線～」での発言。2020年1月24日。
[10] 「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」附則4。 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=429AC1000000076_20191211_501AC0000000073&openerCode=1
[11] 例えば山村和夫日本捕鯨協会会長は2020年の年頭記者会見で「共同船舶や沿岸小型捕鯨各社が一日も早く経営的に自立する必要があることは言うまでもない。施行後3年のこの法律が見直されるのもそのためだ」と発言している。水産経済新聞2020年1月27日。
[12] 諸貫秀樹水産庁参事官の発言。日本経済新聞2020年6月30日。

Ｃで採択されたＲＭＰを採用している。実際のところ、ＲＭＰをＩＷＣの基準通り運用するならば、捕獲枠は現状のものより大幅に少なくなるものと考えられるが、日本は「チューニングレベル」というこの方式の一部の変数を改変して運用し捕獲枠を算出している[13]。チューニングレベルをＩＷＣの方式に即していない点について反捕鯨国の一部は注目しており、ＩＷＣでも提起されるものと考えられるが、日本の捕鯨の操業が自国の排他的経済水域内にとどまる限り、商業捕鯨の継続が反捕鯨国の強いリアクションを引き起こす可能性は少ないと考えられる。また、拡大した調査を実施するのは調査捕鯨の廃止によりその存在意義が財政基盤が問われている日本鯨類研究所に対する国からの補助金支援の継続の名目を与えることになるであろう。

しかしながら、こうした増枠の規模には限りがあり、捕鯨業者に十分な経営の安定化をもたらすようなものとなるかは疑問である。そもそも相当規模の増枠を早期に実現することは難しく、新型コロナ禍により経営体力が弱めている捕鯨業者が自立のためとして補助金が削減・廃止された場合、捕鯨だけでの経営の維持は困難になってゆくのではないか。沿岸小型捕鯨業は地域的な零細産業として残り、母船式大型捕鯨業は他の漁業にも参入するなど経営の多角化を図るといった将来も考えられよう。

2. 排他的経済水域に限定した操業の継続・但し独自の捕獲枠算定メカニズムの採用シナリオ、あるいは公海への操業の拡大

第２のシナリオとして考えられるのが、操業は引き続き排他的経済水域に限定するが、ＲＭＰではない独自の捕獲枠算定方式を採用し、捕獲枠を拡大させる、あるいは公海へ操業を拡大するというものである。現状のようにチューニングレベルを変え、引き続き行われる調査による新規のデータをもとに捕獲枠を拡大させたとしても、劇的な枠の増加は見込めそうもない。そこで独自の捕獲枠算定方式を採用し、捕鯨業者が経営的に自立することが可能な程度の捕獲枠を設定するというのが前者の考えである。実際、日本鯨類研究所の加藤秀弘顧問は、ＲＭＰについて「当面は仕方ないがこれにこだわることもない」と主張、漁獲物調査の結果を生かす「プロダクションモデル」など、他の方式も検討すべきと講演会で語っている[14]。後者つまり公海への操業拡大は母船式捕鯨業者である共同船舶が強く希望しており、２０２４年に建造を目標としている現行の捕鯨母船「日新丸」の代船で公海でのナガスクジラの操業などを希望している[15]。自民党捕鯨議員連盟の中心人物の江島潔参院議員もこの動きを支持、現状の捕獲枠で商業捕鯨の経営を成り立たせることは困難として「公海での操業を目指してほしい」と要請、水産庁側も「公海での操業を視野に（捕獲枠の計算に必要な）調査研究をしたい」と応じている[16]。

しかしながら、ＲＭＰ以外の方法で捕獲枠を計算して増枠した場合、これがＩＷＣ等において問題視される可能性は排除できず、国際法上の疑義をさらに深めかねない。ＩＷＣの正式加盟国でもなく、し

[13] ここでの「チューニングレベル」とは、クジラを捕獲した際、100年後の資源水準を初期資源量比でどの程度で安定化するか、の水準である。IWCはチューニングレベルとして0．72を採用しており、これは100年後の資源量を初期資源量比で72%で安定化させることを意味している。これに対して日本が独自に採用したチューニングレベルは0．6である。IWCのチューニングレベルと日本の捕獲枠設定方法については、それぞれ以下を参照。IWC, “ The Revised Management Procedure – a detailed account” (accessed on July 8, 2020); Japan’s RMP Team, “Catch limits for western North Pacific sei, Bryde’s and common minke whales calculated in line with the IWC’s Revised Management Procedure (RMP),” https://www.jfa.maff.go.jp/e/whale/attach/pdf/index-14.pdf

[14] みなと新聞2020年2月26日。

[15] みなと新聞2019年8月29日。

[16] みなと新聞2020年1月22日。

かもＩＷＣで承認されているＲＭＰを捕獲枠算定方式として採用していないとすると、日本の商業捕鯨は「適切な国際機関を通じて活動する」との国連海洋法条約第６５条の要件を満たしていないとの批判をより一層受けかねないからである。

公海での操業拡大に至ってはなおさら国連海洋法条約違反である等として反捕鯨国やＮＧＯからの反発を招くこと必定である。日本側は脱退に際し、再開される商業捕鯨の操業範囲が排他的経済水域に限定されると説明、反捕鯨国側の理解を求めたと思われ、反捕鯨国側も日本側のこうした説明を受けてか、現在のところ強い反応を示していない。しかし公海での操業は、それがたとえ北太平洋に限定されたとしても、現行の排他的経済水域内の操業とは対応が全く異なると一部反捕鯨国も示唆しており、国際訴訟を再び提起される可能性もなしとしない。その場合、日本が再び敗訴する可能性を否定できない。そこまでゆかないとしても、過半数の賛成で改正が可能なＩＷＣの議事手続規則を変更し、日本のオブザーバー参加にハードルを設ける乃至オブザーバーとして参加させない、あるいは同様に過半数の賛成で採択可能な決議で「日本はＩＷＣを通じて活動していない」旨の宣言が行われる等、種々の対抗措置を行うことも十二分に考えられる。

実際のところ、海外からの現在に比べて強い反応が予想される公海での捕鯨の操業を認めるインセンティブは水産庁自身にはない。かつて日本鯨類研究所と日本捕鯨協会にはかつて水産庁に籍を有していたＯＢを常勤の役職者として迎えていたが、これは２０１０年以降途絶えている（表１及び２参照）。したがって水産庁としては日本鯨類研究所や日本捕鯨協会がなくなったとしても、退職後の再雇用先が失われるわけではないとの意味で直接的な利害関係を有していないからである。他方、日本の捕鯨政策の推進役となっている自民党捕鯨議連の一部には、先述の江島議員のように公海での操業を推進しようとの動きもある。もしこうした議員からのインプットが現在よりも強いものとなった場合は、公海での操業拡大というオプションも排除しきれない。とは言え、国際法上強い疑義のある行動をそれ以外の問題では友好国である国々の批判を押し切って進めることは、「国際社会における法の支配」を外交原則の一つとする日本の対外的イメージと国際的評価を損なうこととなるであろう。

2. 「第２のＩＷＣ」設立シナリオ

国連海洋法条約第６５条違反との指摘を免れるためには、日本が操業する北太平洋に地域的な国際鯨類管理機関を設立し、この下で捕鯨操業を行うというオプションが考えられる。森下丈二・元ＩＷＣ日本政府代表も「国際機関の設立には挑戦すべき」「今なら機が熟したと思う」と訴え[17]、水産庁内にも日本が新たな国際機関「第２のＩＷＣ」を設立し、捕鯨国や捕鯨支持国を集める構想があるとされている[18]。実際、ＩＷＣに不満を有しているノルウェーやアイスランドは地域的な国際鯨類管理機関として「北大西洋海産哺乳動物委員会(North Atlantic Marine Mammal Commission: NAMMCO)」を設立しており、両国は仮にＩＷＣを脱退したとしてもＮＡＭＭＣＯを代替機関として用いることが可能である。

しかしながら現実問題として、日本以外に北太平洋で「第２のＩＷＣ」設立に利益を有している国は存在しておらず、設立が成功する可能性は極めて低いと言わざるを得ない。日本周辺で鯨類を捕獲し利用しているのはロシア、米国、及び韓国であるが、

[17] みなと新聞2019年7月26日。
[18] 長崎新聞2020年6月28日。

ロシアと米国は先住民捕鯨としてＩＷＣで捕獲が容認されており、韓国は混獲であるとしているためＩＷＣで問題化するに至っていない。中国は鯨類にそもそも関心がなく、ＩＷＣに加盟しているものの近年では総会に出席すらしていない。実際、これまでにも「第２のＩＷＣ」が構想されたことが何度かあったが、いずれも実現していない。

では北太平洋に限定せず、全海域を管轄対象とした「第２のＩＷＣ」はどうか。理論的には可能かもしれないが、現実問題としては「北太平洋版第２のＩＷＣ」以上に非現実的である。全く同一の海域に、一方は鯨類の保護を重視するＩＷＣ、他方に鯨類の捕獲利用を重視する「第２のＩＷＣ」が設立したとすると、坂元茂樹同志社大教授が指摘するように「対象の鯨種を分けるか、対象の海域を分けるといった何らかの方策が必要」となり、「法解釈として可能であっても、政策的には無駄なコストがかかりすぎ、双方の目的を達成するために無用な緊張関係が国際機関同士の間で発生」してしまう[19]。きわめて多数の国を巻き込んで全く新たな国際機関を設立し、ＩＷＣとの調整を加えて図ることとなれば、行政的コストがかかりすぎ、無用な国際対立を生むだけになってしまうであろう。新たなグローバルな国際機関の設立が、日本の安全保障といった中核的な国益のために必要であるというならまだしも、捕鯨問題のような国際問題としては極めてトリビアルなイシューに見合うだけのものとは到底思えない。

3.　「ＩＷＣへの再加盟」シナリオ

国連海洋法条約第６５条の規定を満たそうとする場合、最も簡単な方法は既存の国際機関であるＩＷＣへの再加盟である。実際、一旦ＩＷＣを脱退したが復帰した例は、昔のものとしては１９５９年に捕獲枠設定に不満を有するオランダとノルウェーが脱退した後１９６０年代初めに再加盟した例、近年ではアイスランドが１９９２年に脱退した後２００２年に再加盟を果たした例がある。アイスランドは商業捕鯨モラトリアムが１９８２年に採択された際に異議を申し立てていなかったが、再加盟時にこれに留保を付してＩＷＣに復帰している。したがって日本もアイスランドのように、商業捕鯨モラトリアム等に留保を付した上で再加盟することができれば、国際法上問題なく商業捕鯨を行うことが可能である。実際、外国の環境ＮＧＯのなかにも「ほとぼりがさめたら日本はやがて留保付きでＩＷＣに帰ってくるのではないか」との懸念を示す向きがある。

これについては、アイスランドの先例[20]が参考になるだろう。アイスランドは２００１年６月に商業捕鯨モラトリアムを定めた附表１０（ｅ）に留保を付した加入書を寄託した。国際捕鯨取締条約には留保付きの加入を認めるか否かについての規定はないことから、２００１年の第５３回ＩＷＣ総会でこの問題が検討され、議長は①総会にはアイスランドの留保に関する法的地位を決定する権能がある、②総会は商業捕鯨モラトリアムに関するアイスランドの留保を受け入れない、③アイスランドにはオブザーバーとしての参加を認める、との裁定を下し、いずれも投票により支持された（これらの表決の際、アイスランドには投票が認められた）。アイスランドは２００２年５月に同一内容の加入書を再び寄託したが、これが検討された同年の第５４回ＩＷＣ総会で議長は、留保の内容が同一であるとして、アイスランドは引き続き加盟国ではなくオブザーバーとして扱われると裁定、これが投票により支持された。

[19] 坂本茂樹「日本の国際捕鯨取締条約の脱退に伴う法的課題」『同志社法学』71巻2号（2019）、90頁。

[20] International Whaling Commission, “Iceland: Iceland and her re-adherence to the Convention after leaving in 1992.” https://iwc.int/_iceland#5 (accessed on July 7, 2020)

ところが２００２年１０月に開催されたＩＷＣ総会・特別会合では、上記とは異なった判断が下されることとなった。この特別会合に際しアイスランドは3度目になる加入書の寄託を行い、やはり商業捕鯨モラトリアムに留保を付したが、２００６年までは商業捕鯨を再開しないとの文言を挿入する修正を行った。これに対し議長は、アイスランドの加入書は以前のものと内容が異なっているため、２００１年の総会での手順（まずＩＷＣ総会に留保に関する法的地位を決定する権能があるか否かを表決により決定し、その後アイスランドの留保について表決により決定する）を踏まえるとの裁定を下したが、この裁定は表決により否決された。この後議長は、２００１年総会及び２００２年総会での決定を維持する、すなわち①総会にはアイスランドの留保に関する法的地位を決定する権能がある、②総会は商業捕鯨モラトリアムに関するアイスランドの留保を受け入れない、③アイスランドにはオブザーバーとしての参加を認める、との裁定を下したか、これも表決により否決された。この結果、ＩＷＣ総会にはアイスランドの留保に関する法的地位を決定する権能がないということとなり、アイスランドは加盟国としてＩＷＣに受け入れられた。但し反捕鯨国の多くより、アイスランドの留保に対する異議が正式に提起されている。

つまり最も新しいＩＷＣでの解釈によると、ＩＷＣ総会には加入書を寄託した国の留保について法的地位を決定する権能がない、ということとなり、加入書を寄託した国の加盟を、たとえ留保付きであったとしても認めなければならないことになる。しかしながら、そもそもＩＷＣは加入の意思を表明する国の留保について法的地位を決定する能力があるか否かについての判断を表決によって決定していることから、もし日本が再復帰のため加入書を寄託した際、２００１年のＩＷＣ総会でのアイスランド再加盟の時と同様の検討と表決が行われ、日本の留保付き加入が認められないという事態が起こる可能性もあるだろう。現在ＩＷＣは反捕鯨国が多数を占めており、そのような手続きが取られた場合、少なくとも総会で日本の留保付きでの再加盟がすんなり認められるとは考え難い。

加えて、この問題を主管する水産庁が「商業捕鯨を再開させるためにはこれしか道がない」としてＩＷＣを脱退しており、にもかかわらず再加盟をするということは、脱退という自らの判断が誤っていることを認めるに等しい。官僚（行政）の無謬性の前提に立つ日本の行政機構が数年も経たずに前言を翻して再加盟を目指すということは、短期的にはないと考えられる。

4.　小括

以上、日本の商業捕鯨の今後について幾つかのシナリオに分けて簡単に検討を加えてみた。最も可能性が高いものは、現状の維持つまりＩＷＣの外にとどまりつつ、ＩＷＣで採択されたＲＭＰを用いて捕獲枠を算定しつつ、操業は排他的経済水域に引き続き限定する、但しＲＭＰで用いる種々の変数やデータを変更してできうる限り捕獲枠を多く算定するように試みる、というものである。これは、反捕鯨国やＮＧＯからのリアクションを最小限にとどめつつ、同時に日本鯨類研究所にも捕獲枠の計算とそのアップデートという役割を与え、なおかつ捕鯨業者にも若干の増枠を可能にするという意味で、最も現実的なものと考えられる。但しこのオプションでは、捕鯨業者が経営的に自立するだけの利潤を得るには容易ではないと考えられ、国からの補助金が削減ないし廃止された場合どうなるのか、との問題が残る。

小型捕鯨業者はローカルな零細産業として生き残ることができるかも知れないが、母船式捕鯨業者は他の漁業への参入等経営の多角化をする必要に迫られよう。

公海への操業拡大に関しては、海外からの強い反応を引き起こす可能性があるため、行政側とりわけ外務省は消極的と考えられる。自民党捕鯨議連など政治サイドからどの程度強いインプットがあるかが、このオプションを選択する際のメルクマールとなるであろう。また、「第２のＩＷＣ」設立の可能性は、これに関心を有する諸外国が乏しいこと等を鑑みると、極めて低いと考えられる。最後の「ＩＷＣへの再加盟」は環境ＮＧＯからも可能性があるとして懸念されており、アイスランドの事例でみると商業捕鯨モラトリアムに留保を付した再加盟は許されている。但し、ＩＷＣでは反捕鯨国が多数派を占めており、この先例を異議なく踏襲するとは考え難く、これを否定する判断を下す可能性も少なくないと言えよう。

以上の通り、当面日本は現状通り排他的経済水域に限定した捕鯨操業を行うこととなるだろう。捕鯨母船「日新丸」は老朽化しており、代船の建造が急務である。これに関して所新社長は「将来の日本の捕鯨のあり方を明確にし、新船建造を進める」とし、「今は船内で完結しているが、捕鯨船の基地である山口県下関市や仙台市の工場に、機能の一部を移すのも考えの一つ」と発言している[21]。解体・加工を船内で行わないとすると、操業可能な海域は自ずと限定されるだろう。また、他の漁業に転用可能な形態の船とするのかについても注目されるところである。新船は日本の母船式捕鯨の将来を一般に示すものとなるであろう。

[21] 日本経済新聞2020年7月8日。

＜参考資料＞

表１：日本捕鯨協会会長・理事一覧

役職名	就任年	退任年	氏名	
会長	1951	1959	藤田巌	元水産庁長官
理事長	1959	1976	藤田巌	（同上）
理事長	1976	1981	大村秀雄	
理事長	1981	1989	稲垣元宣	農林水産省出身。元大阪営林局長。
会長	1989	1999	稲垣元宣	（同上）
会長	1999	2010	中島圭一	元水産庁海洋漁業部長、元農水省関東農政局長。
会長	2010		山村和夫	

表２：日本鯨類研究所・歴代理事長及び専務理事、並びに元水産庁職員の参事

役職名	就任年	退任年	氏名	
理事長	1987	1991	池田郁夫	元水産庁養殖研究所長（研究職）
	1991	1995	長崎福三	元水産庁遠洋水産研究所底魚海獣資源部主任研究官（研究職）
	1995	2004	大隅清治	元水産庁遠洋水産研究所長（研究職）
	2004	2007	畑中寛	元水産総合研究センター理事長（研究職）
	2007	2010	森本稔	元水産庁次長
	2010		藤瀬良弘	
専務理事	1987	1991	長崎福三	元水産庁遠洋水産研究所底魚海獣資源部主任研究官（研究職）
	1991	1995	大隅清治	元水産庁遠洋水産研究所長（研究職）
	1995	1998	守矢哲	元水産庁海洋漁業部審議官
	1999	2006	村上光由	元水産庁研究部資源課長
	2006	2009	中山博文	元水産総合研究センターさけますセンター所長
参事	1996	1997	猪瀬侃紀	元水産庁中央水産研究所総務部長
	2007	2010	大谷博美	元水産庁船舶管理室長

（資料作成：真田康弘）